

福岡市 幼保連携型認定こども園 監査基準

# 処 遇（教育・保育）

（令和6年度改訂）

福岡市こども未来局

## 目 次

	ページ
第1 教育・保育帳簿 .....	1
第2 教育・保育内容 .....	3
第3 保健衛生・安全管理 .....	10
第4 保護者・地域との連携 .....	20
第5 特別保育 .....	22
第6 職員の資質向上 .....	23
第7 その他 .....	23

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検
1 教育・ 保育 帳簿	1 児童票等の帳簿を整備し、十分な管理を行っているか	【福岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例】（平成26年条例第60号以下「運営基準」という）第10条  第34条第2項  【保育所運営管理の手引】（平成15年福岡市子ども未来局 以下「運営管理の手引」という）第3章 Ⅲ1（6）ア①  【幼保連携型認定こども園教育・保育要領】（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号 以下「教育・保育要領」という）第1章「総則」第35（1）ア	・特定教育・保育施設は、一略一教育・保育給付認定の子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。  ・特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。  ・児童票は、保育所に入所している子どもの家庭などの状況、及び入所中に行った保育の経過を記録する帳簿である。一略一	① 児童票等の管理が適切でない  ② 児童票等の記載内容について、必要に応じた更新をしていない  ③ 入園前の既往歴及び予防接種・乳幼児健診受診状況等の園児の健康記録が適切に記録・把握されていない、又は不十分である	A  B  C	適・不適  適・不適  適・不適
	2 学校保健安全法により実施が定められている下記の健康診断等を実施し、その結果を記録し、適正な管理を行っているか  (1) 健康診断(入園時、年2回実施)  (2) 歯科健診(年1回実施)  (3) 尿検査(4歳以上年1回実施)  (4) 身体測定(毎月)  (5) 頭囲・胸囲測定(年2回)	【学校保健安全法】（昭和33年法律第56号平成20年法73号改称）第13条第1項  【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律】（平成18年法律第77号 以下「認定こども園法」という）第27条により準用  【学校保健安全法施行規則】（昭和33年文部省令第18号）第5条第1項  【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則】（平成26年内閣府・文部科学省・生労働省令第2号 以下「認定こども園法施行規則」という）第27条により準用	・一略一毎学年定期に、児童生徒等（一略一）の健康診断を行わなければならない。  ・学校保健安全法 一略一 の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。  ・一略一健康診断は、入園時及び毎年度2回行う（そのうち1回は6月30日までに行うものとする。）ことを原則とする。一略一受けることのできなかった者に対しては、一略一すみやかに健康診断を行うものとする。  ・学校保健安全法施行規則 一略一 の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。	① 健康診断を実施していない  ② 健康診断未受診児童についての対策が不十分である	A  B	適・不適  適・不適

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検
1 教育 ・ 保育 帳 簿		学校保健安全法施行規則 第8条第1項	・学校においては、法第13条第1項の健康診断を行ったときは、園児の健康診断票を作成しなければならない。	③ 健康診断結果を記録していない	B	適・不適
		第6条第1項	・一略一健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。	④ 尿検査、歯科健診を実施していない	A	適・不適
		第1号	・身長及び体重	⑤ 検査結果を記録していない	B	適・不適
		第2号	・栄養状態			
		第3号	・脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態			
		第4号	・視力及び聴力			
		第5号	・眼の疾病及び異常の有無			
		第6号	・耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無			
		第7号	・歯及び口腔の疾病及び異常の有無			
		第9号	・心臓の疾病及び異常の有無			
		第10号	・尿			
		第11号	・その他の疾病及び異常の有無			
		【教育・保育要領】 第3章 「健康及び安全」 第1 2 (2)	・認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第13条第1項の健康診断を行ったときは、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第14条の措置を行い、教育及び保育に活用するとともに、保護者が園児の状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。			
		【教育・保育要領】 第3章 「健康及び安全」 第1 1 (1)	・園児の心身の状態に応じた教育及び保育を行うために、園児の健康状態や発育及び発達の状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。	⑥ 身長、体重等の測定を定期的に行っていない	A	適・不適
				⑦ 身長、体重等の測定結果を記録していない	B	適・不適
	3 児童出席簿及び児童出欠集計簿等を作成し児童の出欠状況を確実に把握しているか	【運営基準】 第1 2 条	・特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	① 児童出席簿及び児童出欠集計簿等を作成していない	A	適・不適
				② 児童出席簿等で欠席理由を把握していない	B	適・不適
				③ 児童出席簿等の記録内容が不十分である	C	適・不適

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検
2 教 育 ・ 保 育 内 容	1 全体的な計画は教育・保育の目標を達成するための基本的な全体計画であるか	【運営基準】第34条第2項  第34条第2項第1号  【教育・保育要領】第1章「総則」第21(1)  第21(1)  【教育・保育要領】第1章「総則」第21(3)ア  【教育・保育要領】第3章「健康及び安全」第23	・特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。  ・第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画  ・各幼保連携型認定こども園においては、教育基本法（平成18年法律第120号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び認定こども園法その他の法令並びにこの幼保連携型認定こども園教育・保育要領の示すところに従い、教育と保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成するものとする。－略－  ・－略－教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画とは、教育と保育を一体的に捉え、園児の入園から修了までの在園期間の全体にわたり、幼保連携型認定こども園の目標に向かってどのような過程をたどって教育及び保育を進めていくかを明らかにするものであり、子育ての支援と有機的に連携し、園児の園生活全体を捉え、作成する計画である。－略－  ・－略－生活の全体を通して－略－ねらいが総合的に達成されるよう、教育課程に係る教育期間や園児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織するものとする。－略－乳幼児期の発達の特性を踏まえ、入園から修了に至るまでの長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように配慮するものとする。  ・乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画に基づき、食事の提供を含む食育の計画を作成し、指導計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めること。	① 全体的な計画を作成していない  ② 全体的な計画が園児の発達過程を踏まえ、園生活の全体を通して、総合的に展開されるよう作成していない  ③ 全体的な計画を教育と保育を一体的に捉えて作成していない。  ④ 全体的な計画に基づいた食育計画の作成または全体的な計画等に食育の計画を位置付けていない	A  B  C  C	適・不適  適・不適  適・不適  適・不適
	2 長期的な指導計画（年・期・月毎等の指導計画）が年齢別又は異年齢構成のクラスを単位に作成され、具体的なねらいと内容を明確に設定しているか また、保育実践の自己評価を行っているか	【運営基準】第34条第2項  第34条第2項第1号  【教育・保育要領】第1章「総則」第22(3)イ  【福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例】（平成26年条例第58号）以下「最低基準」という）第4条第3項	・特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。  ・第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画  ・長期的に発達を見通した年、学期、月などにわたる長期の指導計画やこれとの関連を保ちながらより具体的な園児の生活に即した週、日などの短期の指導計画を作成し、適切な指導が行われるようにすること。－略－  ・学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編成することを原則とする。	① 年齢別又は異年齢構成の長期的な指導計画（年・期・月毎等の指導計画）を作成していない	A	適・不適

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検
2 教 育 ・ 保 育 内 容		第2 2 (1)	・幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、園児が自ら意欲をもって環境と関わることによりつくり出される具体的な活動を通して、その目標の達成を図るものである。  幼保連携型認定こども園においてはこのことを踏まえ、乳幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、園児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない。	② 長期的な指導計画（年・期・月毎等の指導計画）の「ねらい」及び「内容」に教育と保育の視点が示されていない。	C	適・不適
		第2 2 (2) ア	・指導計画は、園児の発達に即して園児一人一人が乳幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験を得られるようにするために、具体的に作成するものとする。			
		第2 2 (2) イ	・指導計画の作成に当たっては、次に示すところにより、具体的なねらい及び内容を明確に設定し、適切な環境を構成することなどにより活動が選択・展開されるようにするものとする。－略－			
		【教育・保育要領】第1章 「総則」第2 2 (2) イ (ア)	・具体的なねらい及び内容は、幼保連携型認定こども園の生活における園児の発達の過程を見通し、園児の生活の連続性、季節の変化などを考慮して、園児の興味や関心、発達の実情などに応じて設定すること。	③ 長期的な指導計画（年・期・月毎等の指導計画）が園児の実態に即した具体的なねらい及び内容になっていない	B	適・不適
		第2 2 (2) イ (イ)	・環境は、具体的なねらいを達成するために適切なものとなるように構成し、園児が自らその環境に関わることにより様々な活動を展開しつつ必要な体験を得られるようにすること。その際、園児の生活する姿や発想を大切に、常にその環境が適切なものとなるようにすること。			
		【教育・保育要領】第3章 「健康及び安全」第2 3	・乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画に基づき、食事の提供を含む食育の計画を作成し、指導計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めること。	④ 長期的な指導計画（年・期・月毎等の指導計画）等に食育の計画を位置付けていない	C	適・不適
		【教育・保育要領】第1章 「総則」第3 4 (5)	・長時間にわたる保育については、園児の発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。	⑤ 長期的な指導計画（年・期・月毎等の指導計画）等に長時間にわたる保育、障がいのある園児の保育を位置付けていない	B	適・不適
		第2 3 (1)	・障害のある園児などへの指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、適切な環境の下で、障害のある園児が他の園児との生活を通して共に成長できるよう、－略－個々の園児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。			
	【教育・保育要領】第1章 「総則」第2 2 (2)	・－略－園児の実態及び園児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図るものとする。	⑥ 長期的な指導計画（年・期・月毎等の指導計画）において保育教諭等の自己評価がなされていない	B	適・不適	



項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検
2 教 育 ・ 保 育 内 容		【教育・保育要領】第1章「総則」第3 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生命の保持や情緒の安定を図るなど養護の行き届いた環境の下、幼保連携型認定こども園における教育及び保育を展開すること。</li> </ul>	② 教育・保育の過程の記録（日誌等）に教育と保育の視点が含まれていない	C	適・不適
		第3 5 (1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園児一人一人が快適かつ健康で安全に過ごせるようにするとともに、その生理的欲求が十分に満たされ、健康増進が積極的に図られるようにするため、次の事項に留意すること</li> </ul>			
		第3 5 (1) ア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園児一人一人の平常の健康状態や発育及び発達の状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応すること。</li> </ul>			
		第3 5 (1) イ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭との連携を密にし、学校医との連携を図りながら、園児の疾病や事故防止に関する認識を深め、保健的で安全な環境の維持及び向上に努めること。</li> </ul>			
		第3 5 (1) ウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関りを通して、園児の生理的欲求を満たしていくこと。また、家庭と協力しながら、園児の発達の過程等に応じた適切な生活のリズムがつくられていくようにすること。</li> </ul>			
		第3 5 (1) エ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園児の発達の過程等に応じて、適度な運動と休息をとることができるようになること。また、食事、排せつ、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどについて、園児が意欲的に生活できるよう適切に援助すること。</li> </ul>			
		第3 5 (2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園児一人一人が安定感をもって過ごし、自分の気持ちを安心して表すことができるようにするとともに、周囲から主体として受け止められ主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにし、くつろいで共に過ごし、心身の疲れが癒やされるようにするため、次の事項に留意すること。</li> </ul>			
		第3 5 (2) ア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園児一人一人のおかれている状態や発達の過程などを的確に把握し、園児の欲求を適切に満たしながら、応答的な触れ合いや言葉掛けを行うこと。</li> </ul>			
		第3 5 (2) イ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園児一人一人の気持ちを受容し、共感しながら、園児との継続的な信頼関係を築いていくこと。</li> </ul>			
		第3 5 (2) ウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育教諭等との信頼関係を基盤に、園児一人一人が主体的に活動し、自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信をもつことができるよう成長の過程を見守り、適切に働き掛けること。</li> </ul>			
		第3 5 (2) エ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園児一人一人の生活のリズム、発達の過程、在園時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事や休息がとれるようにすること。</li> </ul>			
	第3 4 (2) イ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満3歳以上の園児については、個の成長と、園児相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。</li> </ul>	③ 3歳以上児について、集団の中における個人の発達の記録がない	C	適・不適	
	第2 2 (2) イ (ウ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園児の行う具体的な活動は、生活の流れの中で様々に変化するものであることに留意し、園児が望ましい方向に向かって自ら活動を展開していくことができるよう必要な援助をすること。</li> </ul>				



項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検
2 教 育 ・ 保 育 内 容	5 3歳未満児について一人一人の子どもの心身の発達及び活動の実態に即して個別の計画を立て、個人差に応じた教育・保育を行い記録しているか また、教育・保育実践の自己評価を行っているか	第2 2 (3) ク	・園児の主体的な活動を促すためには、保育教諭等が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、保育教諭等は、理解者、共同作業者など様々な役割を果たし、園児の情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて、園児の人権や園児一人一人の個人差等に配慮した適切な指導を行うようにすること。	④ 教育・保育の過程の記録に保育教諭等の自己評価がなされていない  ① 3歳未満児について個別の計画（個人カリキュラム等）、記録を作成していない  ② 個別の計画（個人カリキュラム等）が個人差を踏まえた内容になっていない ③ 個別の計画（個人カリキュラム等）に教育と保育の視点が示されていない	B	適・不適
		第2 2 (2)	・一略一園児の実態及び園児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図るものとする。			
		【運営基準】第3 4条第2項	・特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。			
		第2項第1号	・第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画			
		第2項第2号	・第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録			
		【教育・保育要領 第1章「総則」第3 4 (2) ア	・満3歳未満の園児については、園児一人一人の生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別の計画を作成すること。			
		第3 5	・生命の保持や情緒の安定を図るなど養護の行き届いた環境の下、幼保連携型認定こども園における教育及び保育を展開すること。			
		第3 5 (1)	・園児一人一人が快適かつ健康で安全に過ごせるようにするとともに、その生理的欲求が十分に満たされ、健康増進が積極的に図られるようにするため、次の事項に留意すること。			
		第3 5 (1) ア	・園児一人一人の平常の健康状態や発育及び発達の状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応すること。			
		第3 5 (1) イ	・家庭との連携を密にし、学校医との連携を図りながら、園児の疾病や事故防止に関する認識を深め、保健的で安全な環境の維持及び向上に努めること。			
第3 5 (1) ウ	・清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関わりを通して、園児の生理的欲求を満たしていくこと。また、家庭と協力しながら、園児の発達の過程等に応じた適切な生活のリズムがつけられていくようにすること。					
第3 5 (1) エ	・園児の発達の過程等に応じて、適度な運動と休息をとることができるようになること。また、食事、排せつ、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどについて、園児が意欲的に生活できるよう適切に援助すること。					

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検
2 教 育 ・ 保 育 内 容		第3 5 (2)	・園児一人一人が安定感をもって過ごし、自分の気持ちを安心して表すことができるようにするとともに、周囲から主体として受け止められ主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにし、くつろいで共に過ごし、心身の疲れが癒やされるようにするため、次の事項に留意すること。			
		第3 5 (2) ア 第3 5 (2) イ 第3 5 (2) ウ 第3 5 (2) エ	・園児一人一人のおかれている状態や発達の過程などを的確に把握し、園児の欲求を適切に満たしながら、応答的な触れ合いや言葉掛 ・園児一人一人の気持ちを受容し、共感しながら、園児との継続的な信頼関係を築いていくこと。  ・保育教諭等との信頼関係を基盤に、園児一人一人が主体的に活動し、自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信をもつことができるよう成長の過程を見守り、適切に働き掛けること。  ・園児一人一人の生活のリズム、発達の過程、在園時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事や休息がとれるようにすること。			
		【教育・保育要領】 第2章 「ねらい及び内容並びに配慮事項」 第4 2 (1)  【教育・保育要領】 第1章 「総則」 第2 2 (2) イ	・園児の心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の園児の気持ちを受け止め、援助すること。  ・一略一園児の実態及び園児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図るものとする。	④ 個別的な記録に園児の発達及び活動の実態を記録していない  ⑤ 個別的な計画・記録において保育教諭等の自己評価がなされていない	B  B	適・不適  適・不適
	6 入園時からの一人一人の園児について学習・保育及び健康の状況を記録し、教育・保育を進める上での資料としているか	【認定こども園法施行規則】  【教育・保育要領】 第1章 「総則」 第3 1	・園長は、その幼保連携型認定こども園に在籍する園児の指導要録（一略一園児の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう一略一）を作成しなければならない。  ・一略一0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達や学びの連続性を考慮して展開していくこと。一略一	① 幼保連携型認定こども園園児指導要録を作成していない  ② 一人一人の園児の発達の状況を示す記録でない	A  C	適・不適  適・不適
		第2 2 (4) ア	・指導の過程を振り返りながら園児の理解を進め、園児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすようにすること。その際、他の園児との比較や一定の基準に対する達成度についての評価によって捉えるものではないことに留意すること。			

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検
2 教 育 ・ 保 育 内 容	7 幼保連携型認定こども園の園児が進学した場合、指導要録が小学校へ送付されているか	【教育・保育要領】 第2章 「ねらい及び内容並びに配慮事項」 第4 1 (2)	・一略一担当の保育教諭等が替わる場合には、園児のそれまでの経験や発達過程に留意し、職員間で協力して対応すること。	③ 前年度までの記録が、園児のそれまでの経験や発達過程に留意して教育・保育を行うための資料として、適切に取り扱われていない  ① 幼保連携型認定こども園園児指導要録を作成し、小学校に送付していない	C	適・不適
		【教育・保育要領】 第1章 「総則」 第2 2 (4) イ	・評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、次年度又は小学校等にその内容が適切に引き継がれるようにすること。		A	適・不適
		【認定こども園法施行規則】 第30条第2項	・園長は、園児が進学した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。		A	適・不適
		【運営基準】 第11条	・特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。		A	適・不適
8 年齢・発達に応じた生活のリズムが整えられているか	【教育・保育要領】 第1章 「総則」 第2 1 (5) イ	・一略一「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼保連携型認定こども園における教育及び保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。	① 日課が作成されていない  ② 日課が園児の発達過程を踏まえた内容になっていない	A	適・不適	
	【教育・保育要領】 第1章 「総則」 第3 5 (1) ウ  第3 2	・清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関わりを通して、園児の生理的欲求を満たしていくこと。また、家庭と協力しながら、園児の発達の過程等に応じた適切な生活のリズムがつけられていくようにすること。  ・園児の一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した園児の在園時間の長短、入園時期や登園日数の違いを踏まえ、園児一人一人の状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫をすること。一略一		C	適・不適	

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検
2 教 育 ・ 保 育 内 容	9 年齢等に応じた午睡や休息を行っているか	【教育・保育要領】 第1章 「総則」第3 5 (1) エ  第3 5 (2) エ	・園児の発達の過程等に応じて、適度な運動と休息をとることができるようにすること。また、食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどについて、園児が意欲的に生活できるよう適切に援助すること。  ・園児一人一人の生活のリズム、発達の過程、在園時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事や休息がとれるようにすること。  ・一略一学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。	① 午睡などの適切な休息を行っていない	A	適・不適
	10 必要な種類及び数の園具及び教具を備えているか	【最低基準】第8条  【教育・保育要領】 第1章 「総則」第1 1 (1)  (2)  (3)  第1 1	・乳幼児期は、一略一周回との信頼関係に支えられた生活の中で、園児一人一人が安心感と信頼感をもっているような活動に取り組む体験を十分に積み重ねられるようにすること。  ・乳幼児期においては生命の保持が図られ安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、園児の主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。  ・乳幼児期における自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通じた指導を中心として一略一ねらいが総合的に達成されるようにすること。  ・その際、保育教諭等は、園児の主体的な活動が確保されるよう、園児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。一略一	① 必要な種類及び数の園具及び教具を整備していない	C	適・不適
3 保 衛 ・ 安 全 管 理	1 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防及び睡眠中の事故防止に努めているか	【教育・保育要領】 第2章 「ねらい及び内容並びに配慮事項」 第4 1 (1)  【児童福祉行政指導監査実施について（通知）】（平成12年児発第471号 別紙 児童福祉行政指導監査実施要綱 以下「児童福祉行政指導監査実施要綱」という）  別紙1 2 (2) [保育所] (5) ア	・乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。一略一  ・睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向きに寝かせるなど寝かせ方に配慮すること、児童を一人にしないこと、安全な睡眠環境を整えているか。	① 0歳児の睡眠時確認（SIDS防止）を行っていない  ② 睡眠時の確認記録がない  ③ 安全な睡眠環境を整えていない	A  B  B	適・不適  適・不適  適・不適
	2 登園時において、園児の健康状態を観察し把握しているか	【児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について】（平成9年児企第16号児童家庭局企画課長通知 以下「衛生管理の改善充実」という） 5	・保育所等においては、児童の健康状態等について日頃から家族と緊密な情報交換を行い、一略一嘱託医・保健所等との連携を図り、児童の健康管理に努めること。	① 日々の健康状態の把握をしていない  ② 健康状態について、保護者との情報交換を行っていない	A  C	適・不適  適・不適

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検
3 健 生 ・ 安 全 管 理		【児童福祉施設等における衛生管理の強化について】（昭和39年児発第669号厚生省児童家庭局長通知 以下「衛生管理の強化」という） 6 【教育・保育要領】 第3章「健康及び安全」 第1 1（2）	・児童の健康管理の徹底をはかるため、毎朝必ず児童の下痢、軟便、腹痛、発熱の有無等を調べるほか、顔色をよくみるなど健康状態の観察を行ない患児の早期発見につとめること。－略－ ・保護者からの情報とともに、登園時及び在園時に園児の状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、学校医と相談するなど適切な対応を図ること。			
	3 フォローの必要な園児に対しての個別の配慮が行われているか（例）継続してフォローの必要な子ども（心・腎・肝臓疾患・てんかん・アレルギー疾患等）	【衛生管理の強化】 6 【教育・保育要領】 第3章「健康及び安全」 第1 1（1）（2）	・一略－児童に健康上異常のある場合には保護者からその旨口頭もしくは文書でその都度担当保育士もしくは所長に連絡させるよう指導すること。－略－ ・一略－園児の健康状態や発育及び発達の状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。 ・保護者からの情報とともに、登園時及び在園時に園児の状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、学校医と相談するなど適切な対応を図ること。	① 継続してフォローの必要な園児に対し個別の配慮をしていない	A	適・不適
	4 児童虐待への対応は適切か	【児童福祉法】（昭和22年法律第164号） 第21条の10の5 第1項  第21条の10の5 第2項 【児童虐待の防止等に関する法律】（平成12年法律第82号）第5条 最終改正：平成19年6月1日法律第73号	・病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供しよう努めなければならない。 ・刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。 ・学校、児童福祉施設、病院、その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士、その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。	① 被虐待児の早期発見に努めていない ② 被虐待児に対し、市や関係機関と連携をとる等適切な対応を行っていない	A A	適・不適 適・不適
		【教育・保育要領】 第3章「健康及び安全」 第1 1（3） 【教育・保育要領】 第4章「子育ての支援」 第2 9	・園児の心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村（一略）や関係機関と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。 ・保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。			
	5 保健計画を作成し、一人一人の園児の健康の保持及び増進に努めているか	【学校保健安全法】第5条 【認定こども園法】第27条により準用	・学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。	① 保健計画が作成されていない ② 保健計画の内容が適切ではない	B C	適・不適 適・不適

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検
3 保 衛 ・ 安 全 管 理	6 園児の日々の健康状態を十分に把握するとともに、感染症の予防に努めているか また、保育中に何らかの異常が発見された場合に、適切に処置を行う等の保健活動が行われているか	【教育・保育要領】 第3章「健康及び安全」 第2（1）  【学校保健安全法】第9条  【認定こども園法】第27条により準用  【教育・保育要領】 第3章「健康及び安全」第1 3（1）  (2)	・認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第5条の学校保健計画を作成する際は、教育及び保育の内容並びに子育ての支援に関する全体的な計画に位置づくものとし、全ての職員がそのねらいや内容を踏まえ、園児一人一人の健康の保持及び増進に努めていくこと。  ・一略一児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じて、その保護者（一略一）に対して必要な助言を行うものとする。  ・在園時に体調不良や傷害が発生した場合には、その園児の状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、学校医やかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。  ・感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には必要に応じて学校医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全ての職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する幼保連携型認定こども園の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。	① 保健日誌等が作成されていない  ② 保健日誌等に感染症の記録がない  ③ 保健日誌等に保健活動等の記録がない	A  C  C	適・不適  適・不適  適・不適
	7 健康診断等の結果を家庭に連絡し、保護者が園児の状態を理解できるようにしているか	【学校保健安全法施行規則】第9条第1項 【認定こども園法施行規則】第27条により準用  【教育・保育要領】 第3章「健康及び安全」 第1 2（2）	・一略一健康診断を行ったときは、二十一日以内にその結果を一略一当該幼児一略一及びその保護者（一略一）に一略一通知するとともに、次の各号に定める基準により、法第14条の措置をとらなければならない。一略一  ・認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第13条第1項の健康診断を行ったときは、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第14条の措置を行い、教育及び保育に活用するとともに、保護者が園児の状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。	① 健康診断等の結果を保護者に連絡していない	A	適・不適
	8 薬（与薬）の取り扱いが適切か	【運営管理の手引】第5章 II 2（3）保育所での与薬について	・保育所での与薬については原則的に行わないこととしている。しかし、保護者の就労形態や保育の長時間化等の理由により、日中の服用が必要な子どもに、保護者に代わって与薬を求められる場合がある。又、エビペン®等緊急時の与薬が必要なケースも増えてきている。このような中で、保育所での薬の取り扱いについては、福岡市医師会乳幼児保健委員会保育所（園）・幼稚園保健検討会が取りまとめた考え方を参考に対処を行うものとする。一略一	① 薬の取り扱いが適切でない  ② 福岡市医師会乳幼児保健委員会保育所（園）・幼稚園保健検討会で取りまとめられた考え方を参考にした与薬を実施していない	B  C	適・不適  適・不適

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検
3 保 衛 ・ 安 全 管 理		【医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について】（平成17年医政発第0726005号厚生労働省医政局長通知）  別紙	<p>・一略一医療機関以外の高齢者介護・障害者介護の現場等において判断に疑義が生じることの多い行為であって原則として医行為ではないと考えられるものを別紙の通り列挙したので、医師、看護師等の医療に関する免許を有しない者が行うことが適切か否かを判断する際の参考とされたい。一略一</p> <p>一略一</p> <p>5 患者の状態が以下の3条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを本人又は家族に伝えている場合に、事前の本人又は家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助すること。具体的には、皮膚への軟膏の塗布（褥瘡の処置を除く。）、皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内用薬の内服（舌下錠の使用も含む）、肛門からの坐薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助すること。</p> <p>①患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること</p> <p>②副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと</p> <p>③内用薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと一略一</p>			
	9 プール活動・水遊びの安全・衛生管理が適切に行われているか	【教育・保育施設等においてプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について】（令和4年6月7日事務連絡）1（1）  【遊泳用プールの衛生基準について】（平成19年健発第0528003号厚生労働省健康局長通知）別添 第4 6（1）  【衛生管理の改善充実】 4  【学校環境衛生基準】（平成21年告示第60号）第4 1（1）  【学校保健安全法】第6条  【認定子ども園法】第27条により準用	<p>・プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。</p> <p>・プール管理日誌を作成し、使用時間、気温又は室温、水温、新規補給水量、水質検査結果、設備の点検及び整備の状況、利用者数、事故の状況等を記録し、これを3年以上保管すること。</p> <p>・ビニールプール等を使用して水遊びをする際には、水に入る前に腰等を中心に体をよく洗うとともに、こまめに水の入れ替えを行うなど水の汚染防止に努めること。特に、下痢気味の児童等については、水に入れないよう十分注意すること。</p> <p>・遊離残留塩素 0.4mg/L以上であること。また、1.0mg/L以下であることが望ましい。</p> <p>・文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項一略一について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校環境衛生基準」という。）を定めるものとする。</p>	<p>① プール活動・水遊びにおいて、監視員、指導者等の位置付けをしていない</p> <p>② プール管理日誌等を作成していない等、適切な管理を行っていない</p> <p>③ 残留塩素濃度が適切でない</p>	A  A  B	適・不適  適・不適  適・不適
	10 感染症予防対策を講じ、衛生管理について自主点検を行っているか	【児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について】（平成13年雇総発第36号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）	<p>・一略一乳幼児は、腸管出血性大腸菌（O157）等に感染しやすく、また、重症化しやすいことから、児童福祉施設等においては、調理従事者だけでなくすべての職員が連携を図りつつ、感染の予防に努めることが重要です。一略一</p>	<p>① 保育室等の衛生管理チェックリスト（保健担当者用）等での点検を行っていない</p> <p>② 保育室等の衛生管理チェックリスト（乳児保育責任者用）等での点検を行っていない</p>	A  A	適・不適  適・不適





項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検	
3 保 衛 ・ 安 全 管 理	(3) 沐浴設備を整備し、衛生的に管理しているか	ア（イ）	・患者の糞便に触れた者は直ちに流水で十分に手洗いを行い、かつ、糞便に触れた部分を逆性石鹼又は消毒用アルコールで消毒をすること。	⑦ 職員の手指及び施設の消毒方法が適正でない	C	適・不適	
		ア（ウ）	・患者の糞便に汚染された衣服等は、煮沸や薬剤で消毒したうえで、家族の衣服等とは別に洗濯し、天日で十分に乾燥させること。	⑧ 汚物処理を個別に行っていない	B	適・不適	
		ア（エ）	・患者の糞便が付着した物品等は、煮沸や薬剤で消毒を行うこと。				
		【最低基準】 第7条第6項	・第1項各号に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。	⑨ 沐浴等の設備がない	B	適・不適	
		第6項第4号	・園児清浄用設備				
		【教育・保育要領】 第3章 「健康及び安全」第3 1（1）	・認定子ども園法第27条において準用する学校保健安全法第6条の学校環境衛生基準に基づき幼保連携型認定子ども園の適切な環境の維持に努めるとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努めること。	⑩ 沐浴設備が衛生的でない	B	適・不適	
		【児童福祉施設等における衛生管理等について】（平成16年雇児発第0120001号・障発第0120005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長通知）					
		(1) 清潔で、採光、換気等は適切か	(2)	・常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行うこと。	① 保育室が衛生的でない	B	適・不適
		(2) 危険なものが置かれておらず、危険な箇所もない等安全が図られているか	(6)	・空調設備等により、施設内の適温の確保に努めること。	② 危険の防止が図られていない	B	適・不適
		【教育・保育要領】 第3章 「健康及び安全」第3 1（1）		・認定子ども園法第27条において準用する学校保健安全法第6条の学校環境衛生基準に基づき幼保連携型認定子ども園の適切な環境の維持に努めるとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努めること。	③ 採光、換気、室温等の環境が適切でない	C	適・不適
1 4 手洗い等について							
(1) 園児及び職員の手洗い等が適切に行えるよう整備しているか	【最低基準】 第7条第1項	・園舎には、次に掲げる設備-略-を備えなければならない。-略-	① 年齢に応じた手洗い設備がない	A	適・不適		
	第1項第8号	・飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備					
	【教育・保育要領】 第3章 「健康及び安全」第3 1（2）	・認定子ども園法第27条において準用する学校保健安全法第6条の学校環境衛生基準に基づき幼保連携型認定子ども園の施設内外の適切な環境の維持に努めるとともに、園児及び全職員が清潔を保つようにすること。また、職員は衛生知識の向上に努めること。	② 石鹼、消毒液が備えられていない	B	適・不適		
	【衛生管理の改善充実】 1	・感染症予防のためには、手洗いの励行が重要かつ有効であり、児童、職員ともに手洗いの徹底を図ること。食事の直前及び排便又は排便の世話をした直後には、石鹼を使って流水で十分に手指を洗うこと。					

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検
3 保 健 ・ 安 全 管 理	<p>(2) 必要に応じて、食前や食事中等に使用するおしぼりについて、衛生的な取り扱いをしているか</p> <p>1 5 便所について</p> <p>(1) 便所を設け、衛生的に管理しているか</p> <p>(2) 園児及び職員の手洗い等が適切に行えるよう整備しているか</p> <p>1 6 保健室について</p> <p>(1) 医薬品等が整備され管理が適切か</p> <p>(2) 疾病等への対応を適切に行っているか</p>	<p>【衛生管理の改善充実】 3</p> <p>【衛生管理の強化】 6</p>	<p>・使用するタオルは、他人と共用しないこと。なお、タオルの個人専用化が難しい場合には、使い捨てペーパータオル等の利用も有効であること。</p> <p>・一略ーまた、児童に対しては食事前、おやつの前に手を流水で石けんを使って十分洗わせることはもちろん、児童はすぐによごすおそれもあるので食卓につかしてから消毒液（逆性石けん液）を浸した布巾で1人1人手をていねいに拭かせるよう指導することが望ましいこと。一略ー</p>	<p>③ タオルを共用している</p> <p>④ おしぼりを共用している</p> <p>⑤ おしぼりが衛生的に取り扱われていない</p>	B	適・不適
		<p>【最低基準】第7条 第1項 第1項第7号</p>	<p>・園舎には、次に掲げる設備一略ーを備えなければならない。一略ー</p> <p>・便所</p>	<p>① 便所を設けていない</p>	A	適・不適
		<p>【教育・保育要領】 第3章 「健康及び安全」 第3 1 (2)</p>	<p>・認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第6条の学校環境衛生基準に基づき幼保連携型認定こども園の施設内外の適切な環境の維持に努めるとともに、園児及び全職員が清潔を保つようにすること。また、職員は衛生知識の向上に努めること。</p>	<p>② 便所を衛生的に管理していない</p>	B	適・不適
		<p>【衛生管理の改善充実】 2</p>	<p>・特に、下痢便の排泄後又は下痢便の排泄の世話をした後は、直ちに石鹸を使って流水で十分に手指を洗った上で、消毒液で手指を消毒すること。</p>	<p>③ 手洗い場に石鹸・消毒液が備えられていない</p>	B	適・不適
		<p>【最低基準】第7条 第1項 第1項第5号</p>	<p>・園舎には次に掲げる設備（一略ー）を備えなければならない。一略ー</p> <p>・保健室</p>	<p>① 保健室又はそれに同等の設備及び必要な医薬品等がない</p>	A	適・不適
		<p>【教育・保育要領】 第3章 「健康及び安全」 第1 3 (4)</p>	<p>・園児の疾病等の事態に備え、保健室の環境を整え、救急用の薬品、材料等を適切な管理の下に常備し、全ての職員が対応できるようにしておくこと。</p>	<p>② 急な病気やけが、感染症などへの対応を適切に行っていない</p>	A	適・不適
<p>【教育・保育要領】 第3章 「健康及び安全」 第1 3 (1)</p> <p>第1 3 (2)</p>	<p>・在園時に体調不良や傷害が発生した場合には、その園児の状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、学校医やかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。</p> <p>・感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には必要に応じて学校医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全ての職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する幼保連携型認定こども園の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。</p>					

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検
3 保 衛 ・ 安 全 管 理	17 事務室について  (1) 緊急時に使用する放送等設備があるか	第1 3 (3)  【消防法施行令】(昭和36年政令第37号) 第7条第3項  第3項第3号 第3項第4号  【社会福祉施設における火災防止対策の強化について】(昭和48年 社施第59号厚生省社会・児童家庭局長通知) 4 火災発生時の措置について	・アレルギー疾患を有する園児に関しては、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該幼保連携型認定こども園の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。  ・第1項の警報設備は、火災の発生を報知する機械器具又は設備であつて、次に掲げるものとする。－略－  ・消防機関へ通報する火災報知設備  ・警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレンその他の非常警報器具及び次に掲げる次に掲げる非常警報設備（イ非常ベル、ロ自動式サイレン、ハ放送設備）  ・火災の発生を知った時は、直ちに消防機関に通報するとともに、人身事故の防止を第一に考えて入所者の避難誘導に全力を挙げることに入所者等へ火災発生を早期に知らせることが災禍の拡大を防ぐ有効な方途であるので、職員は冷静に各棟、各階のすべての入所者への周知に努めること。	① 緊急時の避難誘導のための放送等設備を整備していない	A	適・不適
	18 園庭について  (1) 危険な箇所がなく、安全で衛生的な状態を確保しているか	【教育・保育要領】 第3章「健康及び安全」第3・2 (1)  第3 1 (1)	・在園時の事故防止のために、園児の心身の状態等を踏まえつつ、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第27条の学校安全計画の策定等を通じ、全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。  ・認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第6条の学校環境衛生基準に基づき幼保連携型認定こども園の適切な環境の維持に努めるとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努めること。	① 園庭が安全で衛生的でない	B	適・不適
	19 飼育・栽培について  (1) 動物の飼育を衛生的かつ安全に行っているか	【学校環境衛生基準】第5 1 (8) (オ)  【認定こども園法】第2 7条により準用  【学校保健安全法】第6条 【運営管理の手引】 第5章 IV 1 2 動物の衛生管理	・飼育動物の施設・設備は、清潔であり、破損がないこと。  ・－略－ペットを飼育する時は、動物病院、ペットショップ、動物愛護管理センターなどの獣医師やその他の専門家の指導助言を受け、ペット類が病気にかからないよう衛生管理するとともに、感染予防のため次の事項を遵守する。－略－	① 動物の飼育を衛生的かつ安全に行っていない	B	適・不適
(2) 植物の管理を適切に行っているか	【運営管理の手引】 第5章 IV 1 3 植物の衛生管理	・－略－植物の管理に当たっては、市の公園緑地の管理担当部局や園芸店などの専門家の指導、助言を受け、適切な管理に努める必要がある。	② 植物の管理が適切でない	C	適・不適	

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検
3 保 衛 ・ 安 全 管 理	20 安全計画及び安全確保等について  (1) 安全計画を策定するとともに安全確認、安全点検を実施するなど、施設の安全管理を適切に行っているか また、事故が発生した場合、適切に対応しているか  (2) 保護者への緊急連絡体制を整備しているか	【住宅地等における農業使用について】（平成25年4月26日 25消安第175号 環水大土発1304261号）  【学校保健安全法】第27条  【認定こども園法】第27条により準用  【学校保健安全法施行規則】第28条第1項 【認定こども園法施行規則】第27条により準用  【運営基準】 第32条 第3項 第2項  【学校保健安全法】第30条  【認定こども園法】第27条により準用  【教育・保育要領】 第3章 「健康及び安全」第4 2（3）	・農業は、適正に使用されない場合、人畜及び周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。特に、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む。）及び森林等（-略-）において農業を使用するときは、農業の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害が生じないよう、飛散防止対策の一層の徹底を図ることが必要である。-略-  ・学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。  ・法第27条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。  ・特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 ・特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに本市、一略一家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。  ・学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。  ・災害の発生時に、保護者等への連絡および子どもの引渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との密接な連携に努め、連絡体制や引渡し方法等について確認をしておくこと。	① 安全計画を策定していない  ② 安全管理重点確認監査チェックシート、安全点検チェックリスト等を用いて施設の安全確認を実施していない  ③ 事故等の発生記録を整備していない 事故が発生した場合に、本市等に連絡等を行っていない  ④ 保護者への緊急連絡体制を整備していない	A  A  B  B	適・不適  適・不適  適・不適  適・不適

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検
3 保 衛 ・ 安 全 管 理	(3) 緊急時における園児の安全確保を図っているか	<p>【運営基準】第32条第1項</p> <p>第1項第1号</p> <p>第1項第2号</p> <p>第1項第3号</p> <p>【教育・保育要領】第3章「健康及び安全」第3・2(3)</p> <p>【学校保健安全法】第27条</p> <p>【教育・保育要領】第3章「健康及び安全」第3・2(1)</p> <p>【学校保健安全法】第30条</p> <p>【認定子ども園法】第27条により準用</p> <p>【運営基準】第32条第2項</p>	<p>・特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>・事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>・事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>・事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>・認定子ども園法第27条において準用する学校保健安全法第29条の危険等発生時対処要領に基づき、事故の発生に備えるとともに施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備え必要な対応を行うこと。また、園児の精神保健面における対応に留意すること。</p> <p>・学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。</p> <p>・在園時の事故防止のために、園児の心身の状態等を踏まえつつ、認定子ども園法第27条において準用する学校保健安全法第27条の学校安全計画の策定等を通じ、全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。</p> <p>・学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。</p> <p>・特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに本市、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>⑤ 園児の緊急時における安全確保を図っていない</p> <p>⑥ 安全確保に関し職員の共通理解を図っていない</p> <p>⑦ 関係機関との緊急連絡体制が整備されていない</p>	A	適・不適
	(4) 園児の通園は、保護者が責任を持って行っているか	<p>【児童福祉施設等における児童の安全確保について】（平成13年 総発第402号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）別添-2 児童福祉施設・事業(通所型)における点検項目</p> <p>1 (保育所の通所時における全確保)</p>	<p>・児童の送迎は原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底しているか</p> <p>・ファミリー・サポートセンターやベビーシッターを利用する場合等保護者以外の者が迎えに来る場合、原則としてその都度職員が保護者に確認しているか。</p>	<p>⑧ 園児の通園が保護者又は責任ある人によって行われていない</p> <p>⑨ 保護者の代理者の確認方法が適切でない</p>	C	適・不適

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検
3 衛生・安全管理	(5) 保育施設による車両送迎に係る安全管理を徹底しているか	<p>【福岡県保育施設による児童の車両送迎に係る安全管理標準指針】【改訂版】（令和5年2月 福岡県） I 事前手続き 3 送迎マニュアルの作成</p> <p>【「安全管理重点確認監査」の手引き】（福岡県福祉労働部子育て支援課令和4年4月） II 安全管理重点確認監査での確認事項 7 車両送迎 (1)</p>	<p>・送迎を行う園は、施設ごとに（一略）マニュアル、手順書等を作成すること。作成したマニュアルは、職員会議、研修等により定期的に施設の職員への周知を行うこと。 また、入園時及び年度当初に、重要事項説明書等の書類と合わせて全保護者に配付するとともに、園入口の掲示場所等において閲覧可能な状態にしておくこと。 送迎方法の変更等があった場合、速やかにマニュアルを変更し、職員と保護者に周知を行うこと。</p> <p>・県の安全管理標準指針の内容を盛り込んだマニュアル、手順書を作成し、実践しているか。</p>	<p>⑩ 車両送迎に係る安全管理マニュアルを作成していない</p> <p>⑪ 車両送迎に係る安全管理マニュアルを職員に周知し、職員間で共有の上、乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施するなどの適切な運用がなされていない</p> <p>⑫ 車両送迎に係る欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への確認及び職員間における情報共有を徹底していない</p> <p>⑬ 車両送迎に係る安全管理マニュアルを全保護者へ配付し、掲示等で閲覧可能な状態にしていない</p>	A B B B	適・不適 適・不適 適・不適 適・不適
4 保護者・地域との連携	1 園児の生活等について、家庭と密接に連絡をとり、保護者への支援に努めているか	<p>【最低基準】 第13条 （福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の準用）【福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例】（平成24年12月27日条例第56号）第48条</p> <p>【教育・保育要領】 第1章「総則」 第37</p> <p>【教育・保育要領】 第4章「子育ての支援」 第2</p>	<p>・園長は、常に園児の保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p> <p>・一略—また、幼保連携型認定こども園の目的の達成に資するため、保護者が子どもの成長に気付き子育ての喜びが感じられるよう、幼保連携型認定こども園の特性を生かした子育ての支援に努めること。</p> <p>1 3</p> <p>・日常の様々な機会を活用し、園児の日々の様子の伝達や収集、教育及び保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。</p> <p>・保護者の生活形態が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。その際、保護者同士が子育てに対する新たな考えに出会い気付き合えるよう工夫すること。</p>	① 保護者に対し、園児の様子や日々の保育の意図を説明するなど、適切な保育情報を提供して、保護者との相互理解を図っていない	B	適・不適

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検
4 保護者・ 地域との連携	2 地域社会との交流や連携を図り、地域住民に保育に関する情報を提供するなど、地域における子育て支援に努めているか	6  8  【教育・保育要領】 第1章「総則」 第2 2(3)コ  【最低基準】 第10条  【教育・保育要領】 第4章「子育ての支援」 第3  1  2	・園児に障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。  ・保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること。  ・園児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第にひろがりをもつものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど、幼保連携型認定こども園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるようにするものとする。その際、地域の自然、高齢者や異年齢の子どもなどを含む人材、行事や公共施設などの地域の資源を積極的に活用し、園児が豊かな生活体験を得られるように工夫をするものとする。また、家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と園児との活動の機会を設けたりなどすることを通じて、保護者の乳幼児期の教育及び保育に関する理解が深まるよう配慮するものとする。  ・幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。  ・幼保連携型認定こども園において、認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業を実施する際には、当該幼保連携型認定こども園がもつ地域性や専門性を十分に考慮して当該地域において必要と認められるものを適切に実施すること。－略－  ・市町村の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協働を図るとともに、子育ての支援に関する地域の人材の積極的な活用を図るよう努めること。また、地域の要保護児童への対応など、地域の子どもを巡る諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携及び協力して取り組むよう努めること。	① 地域との交流や連携を持つように努めていない  ② 地域における子育て支援を行うように努めていない	B  C	適・不適  適・不適

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項（不適切事項）	評価区分	自主点検
5 特 別 保 育	1 特別利用保育について、適切に実施しているか	<p>【子ども・子育て支援法】（平成24年法律第65号）</p> <p>第59条第1項</p> <p>第1項第2号</p> <p>【教育・保育要領】 第4章 「子育ての支援」 第24</p> <p>5</p>	<p>・市町村は、内閣府令で定めるところにより、第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>・教育・保育給付認定保護者であって、その保育認定子どもが、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯一略一以外の日及び時間において当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育（一略一「時間外保育」という。）を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業</p> <p>・保護者の就労と子育ての両立等を支援するため、保護者の多様化した教育及び保育の需要に応じて病児保育事業など多様な事業を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、園児の福祉が尊重されるよう努め、園児の生活の連続性を考慮すること。</p> <p>・地域の実態や保護者の要請により、教育を行う標準的な時間の終了後等に希望する園児を対象に一時預かり事業などとして行う活動については、保育教諭間及び家庭との連携を密にし、園児の心身の負担に配慮すること。その際、地域の実態や保護者の事情とともに園児の生活のリズムを踏まえつつ、必要に応じて、弾力的な運用を行うこと。</p>	<p>① 延長保育について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士数が適正でない</li> </ul> <p>・保育の内容や方法が適正でない</p> <p>② 休日保育について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士数が適正でない</li> <li>・保育の内容や方法が適正でない</li> </ul> <p>③ 一時保育について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士数が適正でない</li> </ul> <p>・保育の内容や方法が適正でない</p> <p>④ 特別支援保育（さぼ〜と保育）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士数が適正でない</li> <li>・保育の内容や方法が適正でない</li> </ul>	<p>A</p> <p>C</p> <p>A</p> <p>C</p> <p>A</p> <p>C</p>	<p>適・不適</p> <p>適・不適</p> <p>適・不適</p> <p>適・不適</p> <p>適・不適</p> <p>適・不適</p>



